

# 注意・警戒情報

## 融資を申し込んだら携帯電話の契約をさせられた！

お金が必要になり、インターネットで探した貸金業者に連絡した。「あなたの信用を審査するため、携帯電話を契約する必要がある」と言われ、スマートフォンとタブレット端末機の計5台を契約した。機器を指定された住所に送った後、15,000円だけ振り込まれた。不安になって、すぐにスマートフォン等の契約は解約したが、端末代金と解約料が払えない。どうしたらよいか。



### アドバイス

貸金業者からお金を借りるつもりで連絡したら、お金を貸す条件として、携帯端末の契約をさせられた、という相談が消費生活センターに寄せられています。

通話ができる携帯電話の端末を電話会社に無断で第三者に売買することは、法律で禁止されています。また、無断で転売されたものは、振り込め詐欺等に悪用される恐れがあります。本人に自覚がなくとも、知らないうちに犯罪に加担してしまうことになってしまいます。

こうした事業者により携帯端末を騙し取られたとしても、端末代金、通信料、契約解除料金等は、契約した本人が支払うこととなります。結果として借金が大きく膨らむこととなりますので、注意が必要です。

怪しい貸金業者には連絡しないようにすることが大切です。

もし被害にあってしまった場合は、できるだけ早く警察に届け出るとともに、お近くの消費生活センターに相談してください。

消費生活相談は

消費者ホットライン ☎ 0570-064-370

ゼロ・ゴ-・サ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

(身近な消費生活相談窓口につながります。)

# 多重債務者特別相談会のお知らせ

弁護士・司法書士・ファイナンシャルプランナーなどが、多重債務や住宅ローン等お金のやりくりでお悩みの方の相談について、債務整理の方法や生活再建支援のアドバイスを無料で行います。

借金返済のために借金をしている方、債務整理などでお悩みの方、この機会に是非ご相談ください！

法律相談、生活再建支援相談の時間は、それぞれ1名30分です。

相談は予約申込み制です。各実施場所の「予約申し込み先」にお電話ください。

相談の際に必要なもの

本人確認ができる書類（運転免許証、健康保険証など）

債務の状況がわかるもの（契約書、領収書など）

収入状況、財産状況がわかるもの（源泉徴収票、給与明細書など）

|    | 日 時                       | 開催地  | 会 場（住所）  | 定員 | 相談員                | 予約申し込み先（電話）                              |
|----|---------------------------|------|--|----|--------------------|--|
| 1  | 11/24(祝・月)<br>13:00～17:00 | 大和市  | 社会福祉法人いきいき福祉会<br>ラポール上和田「ひだまり」<br>(大和市上和田2412<br>上和田団地2-11-107号) | 4  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 2  | 11/26(水)<br>13:00～17:00   | 横浜市  | 横浜市栄区社会福祉協議会<br>会議室<br>(横浜市栄区桂町279-29)                           | 4  | 認定司法書士・生活<br>支援相談員 | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 3  | 11/27(木)<br>13:00～16:00   | 横浜市  | 横浜市役所 1階 市民相談室<br>(横浜市中区港町1-1)                                   | 6  | 弁護士                | 市民局広聴相談課市民相談室<br>(045-671-2306)          |
| 4  | 11/28(金)<br>13:00～17:00   | 小田原市 | 法テラス小田原<br>(小田原市本町1-4-7<br>朝日生命小田原ビル5階)                          | 4  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 5  | 12/2(火)<br>13:00～16:00    | 横浜市  | 横浜市役所 1階 市民相談室<br>(横浜市中区港町1-1)                                   | 6  | 弁護士                | 市民局広聴相談課市民相談室<br>(045-671-2306)          |
| 6  | 12/2(火)<br>13:00～17:00    | 厚木市  | ハローワーク厚木<br>(厚木市寿町3-7-10<br>2階会議室)                               | 4  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |
| 7  | 12/4(木)<br>10:00～16:00    | 伊勢原市 | 伊勢原市役所 1階 市民相談室<br>(伊勢原市田中348)                                   | 7  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | 市民協働課<br>(0463-94-4711 内線 1163)          |
| 8  | 12/5(金)<br>10:00～16:00    | 横浜市  | 横浜市消費生活総合センター<br>(横浜市港南区上大岡西1-6-1<br>ゆめおおおかオフィス<br>タワー4階)        | 7  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | 横浜市消費生活総合センター<br>啓発相談課<br>(045-845-5640) |
| 9  | 12/5(金)<br>13:00～16:00    | 川崎市  | 川崎市消費者行政センター<br>(川崎市川崎区駅前本町11-2<br>川崎フロンティアビル10階)                | 4  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | 川崎市消費者行政センター<br>(044-200-2263)           |
| 10 | 12/5(金)<br>13:00～16:00    | 鎌倉市  | 鎌倉市役所 第4分庁舎<br>821会議室<br>(鎌倉市御成町18-10)                           | 4  | 弁護士                | 市民相談課 消費生活担当<br>(0467-23-3000 内線 2359)   |
| 11 | 12/6(土)<br>13:00～16:00    | 秦野市  | 東海大学前駅連絡所<br>(秦野市南矢名1-1-1)                                       | 4  | 認定司法書士・生活<br>支援相談員 | 広聴相談課<br>(0463-82-5128)                  |
| 12 | 12/9(火)<br>13:00～16:00    | 平塚市  | 平塚市役所 本館5階<br>519会議室<br>(平塚市浅間町9-1)                              | 4  | 認定司法書士・生活<br>支援相談員 | 市民情報・相談課<br>(0463-21-8764)               |
| 13 | 12/12(金)<br>13:00～17:00   | 藤沢市  | ハローワーク藤沢<br>(藤沢市朝日町5-12<br>藤沢労働総合庁舎4階会議室)                        | 4  | 弁護士・生活支援相<br>談員    | かながわ中央消費生活センター<br>(045-312-1121 内線 2651) |

「 」のある会場では法律相談のみで、生活再建支援相談は実施しません。

【問い合わせ先】 かながわ中央消費生活センター 電話 045-312-1121 内線2651